

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得
— 第 15 回 IFRS 適用課題対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 7 月 13 日に開催された第 15 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「前回の専門委員会」という。）で審議された、共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得に関する IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

II. 前回の専門委員会で聞かれた主な意見

2. 前回の専門委員会では、当委員会事務局の提案に対し、次のように賛否両論の意見が聞かれた。

コメント・レターを提出しないことに反対する主な意見

- ・ 本論点における持分法投資総額の決定及び取得原価の配分手続（PPA）の要否に関して、IFRS 基準は明確な規定がなく、現在進行中の共通支配下の取引に係るリサーチ・プロジェクトの結果に左右されると考えられる。当該プロジェクト完了前に解釈指針委員会で決定すべき案件ではないのではないかと。
- ・ 本論点は検討すべき事項も多いと考えるため、IAS 第 28 号を適用した結果が意味あるものになるかを再検討すべではないかと。

コメント・レターを提出しないことに賛成する主な意見

- ・ 本論点は、IAS 第 28 号を明確に適用できる範囲と考えており、IFRS 第 3 号の類推適用の話を持ち出す必要はないと考えている。

以上